

令和5年4月28日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者2者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

①株式会社東組

期間: 令和5年4月28日から令和5年5月11日まで(2週間)

範囲: 近畿地方整備局管内

②株式会社ソニック

期間: 令和5年4月28日から令和5年5月11日まで(2週間)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 宅和 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

契約課長補佐 早川 健 (内線 2259)

令和5年4月28日

近畿地方整備局

株式会社東組に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局 和歌山港湾事務所が株式会社東組と契約した「潮岬沖波浪観測装置設置工事」において、三次下請けである千尋海洋技術株式会社に所属する作業員（潜水士）が、波浪観測装置用の海底ケーブルを防護（サドルバンドにより固定）する作業中、減圧症により意識を失い溺死する事故が発生した。

この事故により千尋海洋技術株式会社は、新宮労働基準監督署から労働安全衛生法違反（119条1号、22条2号、122条）により和歌山地方検察庁に書類送検され、また元請けである株式会社東組には労働安全衛生法上に基づく必要な指導を行っていなかったとして新宮労働基準監督署より是正勧告措置を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社東組が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を起こしたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社東組

和歌山県和歌山市雑賀崎250番地

代表取締役社長 東 宗弘

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年4月28日から令和5年5月11日まで（2週間）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

令和5年4月28日

近畿地方整備局

株式会社ソニックに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局 和歌山港湾事務所が株式会社東組と契約した「潮岬沖波浪観測装置設置工事」において、三次下請けである千尋海洋技術株式会社に所属する作業員（潜水士）が、波浪観測装置用の海底ケーブルを防護（サドルバンドにより固定）する作業中、減圧症により意識を失い溺死する事故が発生した。

この事故により千尋海洋技術株式会社は、新宮労働基準監督署から労働安全衛生法違反（119条1号、22条2号、122条）により和歌山地方検察庁に書類送検され、また元請けである株式会社東組には労働安全衛生法上に基づく必要な指導を行っていなかったとして新宮労働基準監督署より是正勧告措置を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社ソニックが安全管理措置の不適切により工事関係者事故を起こしたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ソニック

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原10番地22

代表取締役 松山 智尚

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年4月28日から令和5年5月11日まで（2週間）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。